

令和7年度税制改正に関する要望

令和6年11月

全国町村議会議長会

令和7年度税制改正に関する要望

令和6年11月
全国町村議会議長会

- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- 2 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 3 地方税は、地域偏在性の小さい税目構成とすること。
- 4 固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税される基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。
- 5 森林環境譲与税については、市町村の負担を軽減するための更なる施策の拡充を図るとともに、所要の見直しを行うこと。
- 6 ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、道路整備や環境対策など、同市町村の行政サービスと密接な関係を有し、極めて貴重な財源となっていることから、本税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を堅持すること。
- 7 市町村たばこ税は、税源の乏しい町村にとって町村財政を支える貴重な一般財源であることを踏まえ、使途に制約のない現行制度を堅持し、継続的かつ安定的な確保を図ること。
- 8 個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割や応益課税としての性格の重要性を踏まえ、新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

- 9 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中で、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の移動手段として不可欠な自動車の利用実態を考慮すること。
- 10 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 11 電気・ガス供給業等に係る法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- 12 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を確保・充実すること。
- 13 地方拠点強化税制については、支援対象や雇用促進税制の税額控除等の拡充を図ること。
- 14 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、5年間期限を延長すること。
- 15 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の税負担軽減措置等を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。
- 16 地方税の手続きのデジタル化や基幹税務システムの標準化に当たっては、町村の意見を十分に踏まえて進めるとともに、地方独自に行う取組を含めて、人的・技術的・財政的支援を講じること。

- 17 町村議会議員の政治活動を支えるため、町村議会議員についても都道府県や政令指定都市の議会議員と同様、個人の政治献金を寄附金控除の対象とすること。
- 18 農林漁業用A重油・軽油に係る税制特例措置を恒久化すること。
- 19 除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。
- 20 離島地域及び半島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。